

大曲簡易裁判所への裁判官の再配置を求める意見書

司法が国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとなるためには、国民が利用者として容易に司法へアクセスできるようにすることが必要であり、これによって裁判を受ける権利（憲法第32条）の保障が実現するものである。裁判を受ける権利は、裁判所本庁管内の住民と支部管内の住民とで差異はなく、裁判所本庁管内の住民か支部管内の住民かによって、司法の利用のしやすさ、司法へのアクセスのしやすさなどの司法サービスに格差があってはならない。

秋田県内では、令和2年5月1日から大曲簡易裁判所の裁判官が1名減員となり（以下「本件の減員」という。）、大曲簡易裁判所に裁判官が常駐しなくなった。長年、大曲簡易裁判所では裁判官が常駐しており、週4日は、民事通常訴訟事件、民事調停事件、刑事通常第一審事件などを担当していたが、同日以降は非常駐となり、湯沢簡易裁判所の裁判官が、水曜日の週1日のみ填補してこれらの事件を担当することになった。

本件の減員により、大曲簡易裁判所では開廷日が水曜日のみに限定されたため全体的に期日の日程調整が難しくなり、裁判手続が長期化する傾向にある。

簡易裁判所は、簡易・迅速な解決ができることや、住民が容易に裁判手続を利用できることを目的として設けられている司法機関である。また、裁判の迅速化に関する法律では、裁判手続の一層の迅速化を図り、国民の期待に応える司法制度の実現を目指している。

しかし、本件の減員による開廷日の減少に伴い、期日調整が困難となり期日が先延ばしになることは、法や制度の要請する裁判の迅速化を阻害するほか、司法サービスを低下させ、県南の地域住民が裁判手続を利用しづらくなる結果、裁判手続を通じた権利の実現に影響を及ぼしかねない。

よって、国においては、秋田県内の住民が公平に司法サービスを享受でき、裁判所支部管内の地域住民にとっても利用しやすく頼りになる司法を実現するために、従前どおり、大曲簡易裁判所に裁判官1名を再配置し、裁判官の常駐を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月6日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長	細 田 博 之	様
参議院議長	尾 辻 秀 久	様
内閣総理大臣	岸 田 文 雄	様
法務大臣	齋 藤 健	様